

大阪市北区役所と宝塚大学との包括連携に関する協定書

大阪市北区役所（以下「甲」という。）と宝塚大学（以下「乙」という。）は、次の条項について互いに連携することに合意し、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が包括的な連携協力のもとに、次条で定める様々な分野で相互に協力し、地域活性及び地域課題の解決をめざすことを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、次の事項について連携し協力するものとする。

- （1） 教育・文化振興に関すること
- （2） 安全・安心に関すること
- （3） 福祉・健康づくりに関すること
- （4） 子ども・子育て支援に関すること
- （5） 高齢者支援に関すること
- （6） 地域コミュニティ活性化に関すること
- （7） 北区政及び区の施策に係る情報発信に関すること
- （8） その他、双方が必要と認める連携協力に関すること

（協議事項）

第3条 連携協力の具体的な内容及びその成果の利用条件等については、個人情報保護の趣旨を踏まえ関係法令を遵守し、甲及び乙が協議するものとする。

- 2 連携協力するにあたり必要な経費の負担については、各々の事業ごとに甲及び乙が協議するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結日より令和8年3月31日とする。なお、期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示しないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して別途定めるものとする。

- 2 この協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

この協定書は2通作成し、甲及び乙が各自1通を保有する。

令和7年9月12日

（甲） 大阪市北区扇町2丁目1番27号
大阪市北区長 自署

（乙） 大阪市北区芝田1丁目13番16号
宝塚大学学長 自署